

お知らせ《information》

農業用免税軽油の免税証交付申請の受付について

平成23年に使用する農業用免税軽油の免税証の交付申請を、次の日程により受付します。

- 1 受付日 平成23年1月11日（火）・12日（水）
- 2 時間 午前9時30分から午後3時まで
- 3 場所 東通村役場（申請書類は、郵送でも受け付けております）
- 4 対象 農業を営む方で、軽油を燃料とするトラクター、耕耘機等を使用して農作業を行う方
- 5 必要なもの

①印鑑 ②耕作証明書 ③免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く） ④返信用郵便切手390円分

※免税軽油使用者証の有効期限が平成23年12月31日以前の方は、上記①～④のほか、青森県収入証紙400円分が必要です。

※初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、上記①～④のほか、使用機械の譲渡証明書及び青森県収入証紙400円分が必要です。

申請は、指定した受付期限までに行うようお願いします。

詳しくは『下北地域県民局県税部 課税課』（☎ 22-8581 内線207）までお問い合わせください。

國民年金だより

税務住民課
☎ 27-2111
内線167

◎国民年金保険料の納付

平成22年4月分から平成23年3月分までの国民年金保険料は、月額15,100円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。保険料は、納付期限（翌月末日）までに納めましょう。

◎国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大切な支えになります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受けとることができない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。）

◎国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除・猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市区役所・町村役場の国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

★保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受けとるための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。